



# 1か月児健康診査の



## 健診費用を助成します！

### 受けましょう！ 乳幼児健診

東松島市では、令和8年4月から1か月児健康診査の受診費用を、宮城県内の指定の医療機関で受診した場合に助成します。

乳幼児健診は、お子さんの成長を確認できるよい機会です。ぜひご受診ください。

### ◆対象

令和8年4月1日以降に生まれ、健診の受診日に東松島市に住所があるお子さん

### ◆受診方法

『1か月児健康診査受診票（助成券）』に必要事項を記入し、指定医療機関（宮城県内の医療機関）で健診を受けてください。

※令和8年3月31日までに母子健康手帳を交付され、出産日または出産予定日が令和8年4月1日以降の方は、別途受診票（助成券）を郵送いたしますので、そちらを使用してください。

### ★お引越しゃり帰り出産を予定されている方へ

受診票（助成券）は、住所のある市町村で発行されたものしか使用できません。東松島市に転入された方は新たに申請手続きが必要になります。また、市外に引っ越される場合は転出先の市町村で相談してください。

宮城県外の医療機関では、受診票（助成券）は使用できません。一度、料金を全額自己負担していただき、後日申請手続きを行うことで、健診費用の全額または一部を助成いたします。

〇お問い合わせ先

健康推進課 子ども健康係

電話：0225-82-1111 内線 3102